



福岡医発第3351号(地)
令和3年 3月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する費用の請求事務について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることになりました。

これに伴い、厚生労働省より、日本医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症の患者が感染症法第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合の費用の請求事務においては、当面の間、疾病番号は従前のおり「7」で記載する旨、連絡がありました。

また、同法第42条の規定に基づく療養費の支給についても同様の扱いとし、令和2年6月1日付福岡医発第663号(地)「感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」に基づき、引き続き適切な運用をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 370) (健Ⅱ532)

令和 3 年 3 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菡 敏

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する費用の請求事務について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることになりました。

これに伴い、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の患者が感染症法第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合の費用の請求事務においては、当面の間、疾病番号は従前のおり「7」で記載する旨、各都道府県等衛生主管部（局）長宛て別添の通知がなされましたので、ご連絡申し上げます。

また、同法第 42 条の規定に基づく療養費の支給についても同様の扱いとし、令和 2 年 5 月 27 日付「感染症法第 4 2 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」（保 79）（健Ⅱ146）に基づき、引き続き適切な運用をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0212 第 1 号
令和 3 年 2 月 12 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の患者に対する費用の請求事務について

新型コロナウイルス感染症の患者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合については、

- ・ これを感染症指定医療機関において受けたときは、法第 37 条第 1 項の規定により都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）がこれに要する費用を負担し、このため、法第 40 条第 1 項の規定により感染症指定医療機関は当該費用を都道府県に請求するものとされており、
 - ・ その場合の運用上の取扱いについて、公費負担番号・受給者番号の連絡、費用の請求等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）と同様に取り扱うこと
- としているところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、これに伴い、法の一部が改正され、同月 13 日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の患者が法第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合の費用の請求事務において、実施機関（保健所）ごとに設定する受給者番号のうち、疾病番号については、当面の間は、従前のとおり新型コロナウイルス感染症については「7」で記載していただきますようお願いいたします。また、法第 42 条の規定に基づく療養費の支給についても同様の取扱いとし、「感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について（※1）」（令和 2 年 5 月 26 日付け健感発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、引き続き適切な運用をお願いいたします。

（参考）「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）における診療報酬の請

求、公費負担者番号等の設定等の取扱いは次のとおり。

- ・ 診療報酬の請求については、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこと。
- ・ 公費負担者番号については、全て国で統一的に設定するものであり、法別番号（注：新型コロナウイルス感染症については「28」）、都道府県番号、実施機関（保健所）番号、検証番号の順に記載すること。
- ・ 受給者番号については、実施機関（保健所）ごとに設定するものであり、法に基づく入院が必要とされる感染症については、疾病番号（注：新型コロナウイルス感染症については「7」）、暦年、受給者番号、検証番号の順に記載すること。

※ 公費負担者番号及び受給者番号については、実施機関（保健所）が医療機関に連絡することとされている（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）参照）。

（※ 1）

「感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」（令和 2 年 5 月 26 日付け健感発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634368.pdf>